

DV被害者支援を行う民間シェルター等及び配偶者暴力相談支援センターへのアンケート

前提：直近、5年程度の状況を念頭に回答をいただく。

(0) 対象機関

- ・都道府県等の管内にある DV 等被害者の一時保護や相談等の支援を行う民間シェルター等（民間シェルター、自立支援を行うステップハウス）（120 施設）
- ・配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」という。300 施設）
- ・（任意）市町村の婦人相談員

(1) フェイス情報

- ・所在都道府県
- ・支援内容（センター：相談支援、医学的・心理的なカウンセリング、一時保護（緊急時の安全確保を含む）、生活再建支援、保護命令制度の情報提供等、保護施設の情報提供等）

（民間シェルター等：一時保護、相談支援、生活再建支援、保護命令制度の情報提供、その他活用できる社会資源に関する情報提供、専門的な支援（臨床心理士、医師、弁護士等）、自立支援、同行支援）

（・民間シェルター等については、婦人保護事業委託団体、地域 DV 協議会参加団体、DV 被害者支援関連の補助金を受けている団体のいずれかの該当の有無）

(2) 加害者からの危害等のおそれ【一時保護実施機関・施設、相談支援実施機関・施設】

<形態別>

(i) 身体的暴力が行われている（身体への脅迫を含む。また、精神的・性的暴力が同時に行われている場合も含む。）、(ii) 身体的暴力はないが、精神的・性的暴力が行われている（心身への重大な影響（PTSD、不眠、自殺念慮等）あり）、(iii) 身体的暴力はないが、精神的・性的暴力が行われている（(ii) 以外）、(iv) 身体的暴力・精神的・性的暴力はないが、経済的・社会的暴力が行われている（(i)～(iii) 以外）、

① 自宅を離れた被害者への加害者からの危害や脅迫等の有無

よくある、たまにある、ほとんどない、全くない、わからない

② 自宅を離れた被害者への加害者からの危害や脅迫等を受けるおそれの有無（時期別）

～2週間、2週間～6か月、6か月～1年、1年～3年、3年以上

よくある、たまにある、ほとんどない、全くない、わからない

③ 自宅を離れた被害者等への加害者からの危害や脅迫等の内容

職場・実家・友人宅への待ち伏せ、連れ帰ろうとされた、被害者本人への暴行・傷害、被害者本人への脅迫、子供への暴行・傷害、子供への脅迫、実家など親戚への暴行・傷害、実家など親戚への脅迫、友人への暴行・傷害、友人への脅迫

よくある、たまにある、ほとんどない、全くない、わからない

➤このうち、特に深刻なケースがあれば教えてください（記述は任意。自由記述）

- ④危害や脅迫に至らない加害者からの接触又は接近自体について、自宅を離れた被害者が不安・恐怖に感じるかどうか（時期別）

～2週間、2週間～6か月、6か月～1年、1年～3年、3年以上

よくある、たまにある、ほとんどない、全くない、わからない

- ⑤民間シェルター等又はセンターへの加害者からの追及の有無

よくある、たまにある、ほとんどない、全くない、わからない

- ⑥民間シェルター等又はセンターへの加害者からの追及の内容

被害者の居場所を執ように聞く、大声で怒鳴る・机をたたくなど著しく粗野又は乱暴な言動、職員への暴行・傷害、職員への脅迫、執ように電話・メール等で問い合わせる、対応がなされるまで居座る、その他（自由記述）

よくある、たまにある、ほとんどない、全くない、わからない

- （3）被害者が一時保護中又一時保護後の生活、自宅を離れた生活（一時保護を利用しない場合）で苦労していると感じていること【一時保護実施機関・施設、相談支援実施機関・施設】

- ①一時保護中

被害者本人のトラウマなどの心理的な被害の影響、子のストレス・トラウマなどの心理的な被害の影響、職業の継続・確保、生活資金の確保、住宅の確保、居場所を隠すための手続、避難生活と子育ての両立、外出や外部との連絡の制限による不自由さ、各種手続がばらばらでワンストップ化されていない、加害者からの追及への対応、その他（自由記述）

よくあてはまる、まあまああてはまる、ほとんどあてはまらない、全くあてはまらない、わからない、対象となるケースに対応していない

- ②一時保護後（退所・退去後）

被害者本人のトラウマなどの心理的な被害の影響、子のストレス・トラウマなどの心理的な被害の影響、保育園や学校、職場での安全確保への働きかけと安全確保の維持のための働きかけ、子どものけがや病気、親の病気の時のサポートの確保、職業の継続・確保、生活資金の確保、住宅の確保、居場所を隠すための手続、避難生活と子育ての両立、外出や外部との連絡の不自由さ、各種手続がばらばらでワンストップ化されていない、生活再建支援まで一貫したサポートが受けられない、加害者からの連絡、その他（自由記述）

よくあてはまる、まあまああてはまる、ほとんどあてはまらない、全くあてはまらない、わからない、把握していない、対象となるケースに対応していない

- ③自宅を離れた生活（①及び②以外の場合）

被害者本人のトラウマなどの心理的な被害の影響、子のストレス・トラウマなど心理的な被害の影響、保育園や学校、職場での安全確保への働きかけと安全確保の維持のための働きかけ、子どものけがや病気、親の病気の時のサポートの確保、職業の継続・確保、生活資金の確保、住宅の確保、居場所を隠すための手続、避難生活と子育ての両立、外出や外部との連絡の不自由さ、各種手続がばらばらでワンス

トップ化されていない、生活再建支援まで一貫したサポートが受けられない、加害者からの連絡、その他（自由記述）

よくあてはまる、まあまああてはまる、ほとんどあてはまらない、全くあてはまらない、わからない、把握していない、対象となるケースに対応していない

- （４）加害者に居場所を知られないようにするために注意・警戒していること【一時保護実施機関・施設、相談支援実施機関・施設】

加害者からの民間シェルター等又はセンターへの追及、近隣の住民からの漏えい、他の機関からの漏えい（学校、行政）、面会交流後の追跡、加害者からの子供への追及、その他（自由記述）

よくあてはまる、まあまああてはまる、ほとんどあてはまらない、全くあてはまらない、わからない

➢このうち、加害者に居場所を知られることによって生じた特に深刻なケースがあれば、教えてください（記述は任意。自由記述）

- （５）安全に相談対応をするための加害者と被害者のタッチポイント（離婚、婚姻費用・養育費や子供の養育権等を整理するための窓口（弁護士等）をいう。なお、センターや民間シェルター等をこのようなタッチポイントとすることは想定していない。）【一時保護実施機関・施設、相談支援実施機関・施設】

<形態別>

(i) 身体的暴力が行われている（身体への脅迫を含む。また、精神的・性的暴力が同時に行われている場合も含む。）、(ii) 身体的暴力はないが、精神的・性的暴力が行われている（心身への重大な影響（PTSD、不眠、自殺念慮等）あり）、(iii) 身体的暴力はないが、精神的・性的暴力が行われている（(ii)以外）、(iv) 身体的暴力・精神的・性的暴力はないが、経済的・社会的暴力が行われている（(i)～(iii)以外）、

①加害者と被害者のタッチポイントの確保の必要性

大いに感じる、まあまあ感じる、あまり感じない、全く感じない、わからない、既に手段を講じている

②その理由

大いに感じる、まあまあ感じると答えた場合

当事者間のトラブルを減らせる、客観的に支援が行える、その他（自由記述）

あまり感じない、全く感じないと答えた場合

被害者への危害が生じるおそれがある、民間シェルター等／センターの職員への危害が生じるおそれがある、十分な対応能力がない、相談情報の漏えいに当たる、被害者からの信頼性を損なう、その他（自由記述）

③「既に手段を講じている」と答えた場合、具体的な手段

弁護士などの専門家を介しての連絡、弁護士などの専門家の立ち合い、行政機関の相談窓口（女性・男性別の相談窓口など）、裁判所（家事調停など）の利用支援、民間ADR機関（裁判によらない離婚調停など）の紹介、その他（自由記述）

- ④「大いに感じる」、「まあまあ感じる」と答えた場合、のぞましい手段（複数選択可）

弁護士などの専門家を介しての連絡、弁護士などの専門家の立ち合い、行政機関の相談窓口（女性・男性別の相談窓口など）、裁判所（家事調停など）の利用支援、民間ADR機関（裁判によらない離婚調停など）の紹介、その他（自由記述）

（６）相談証明の発行【一時保護実施機関・施設、相談支援実施機関・施設】

※被害者から相談があった旨を証明するために発行するもので、用途は問わない
あり、なし

（７）生活再建支援の際の手続の支障の有無【同行支援実施機関（センターは任意）】

- ①生活再建支援の際の手続の支障の有無

あり、なし

- ②具体的な手続と支障及び改善して欲しい点についての具体的な内容（自由記述）

生活保護、児童扶養手当、児童手当、雇用保険の失業給付、職業紹介、職業訓練、求職者支援制度の利用、社会保険の加入、保育所入所、母子生活支援施設の利用手続、婦人保護施設の入所手続、住民票、戸籍謄本、所得証明、公営住宅、民間住宅、転校・転園、その他（自由記述）